

平成29年度定期監査結果報告書（第2回）

（一般会計及び特別会計）
（公営企業会計）

平成30年6月

北海道監査委員

平成29年度定期監査結果報告書（第2回）

目 次

第1	監査の概要	
1	監査対象部局数、監査実施期間及び監査結果報告・公表の方法	1
2	監査の主眼	1
3	監査の実施方法	1
4	監査結果の区分	2
第2	一般会計及び特別会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数内訳	2
2	監査の結果	3
第3	公営企業会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数内訳	7
2	監査の結果	7
別記	監査実施部局及び監査実施年月日	8

第1 監査の概要

1 監査対象部局数、監査実施期間及び監査結果報告・公表の方法

平成29年度定期監査は、平成29年11月から平成30年7月にかけて、全418部局を対象として実施し、監査結果の報告・公表については、監査対象部局における早期の改善を促すため、年間総括のほか、監査を終了し監査結果を決定した部局について年3回に分けて行うこととしている。

本報告書は、平成29年11月から平成30年4月にかけて監査を実施し、平成30年4月及び6月に監査結果を決定した34部局に係る監査結果を内容とした第2回目の報告である。

2 監査の主眼

監査は、平成29年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性のほか、経済性、効率性及び有効性の視点から、次の事項に重点を置いて実施した。

(1) 共通事項

- ア 債権の管理等について
- イ 支出事務の執行について
- ウ 入札・契約事務の執行について
- エ 業務委託の執行について
- オ 物品の調達と管理について
- カ 補助金の執行について
- キ 財産の管理について
- ク 工事（技術）の執行について

(2) 公営企業会計

- ア 病院事業の経営の改善について
- イ 電気事業の安定したサービスの提供について
- ウ 工業用水道事業の経営の健全化について

3 監査の実施方法

定期監査を実施した34部局のうち、19部局については実地監査を実施し、15部局については書面監査を実施した。

会 計	監査対象部局名	本 庁	出 先 機関等	計	計	
					実地監査	書面監査
一 般 会 計 及 び 特 別 会 計	知 事 部 局		13	13	11	2
	各種委員会等事務局					
	教 育 庁		2	2	2	
	警 察 本 部		18	18	5	13
	計		33	33	18	15
公 営 企 業 会 計	道 立 病 院 局 (病院事業会計)		1	1	1	
	企 業 局 (電気事業会計及び 工業用水道事業会計)					
	計		1	1	1	
合 計			34	34	19	15

実地監査については、部局から監査資料の提出を求めるとともに、部局に赴いて、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類その他関係書類の審査、関係職員に対する事情聴取を行う方法により行い、書面監査については、部局から監査資料、支出（支払）証拠書類等の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により実施した。

4 監査結果の区分

監査の結果については、部局別には是正又は改善を求めることとした事項を次により指摘事項、指導事項、検討事項に区分した。

《指摘事項》

- (1) 法令、条例、規則、通達に違反しているもの
- (2) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (3) 予算を目的外に支出しているもの
- (4) 予定価格の積算に誤りがあるもの
- (5) 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの
- (6) 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- (7) 火災事故等が発生しているもの

《指導事項》

指摘事項に該当するもののうち軽易と認められるもの

《検討事項》

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討を要するもの

第2 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数内訳

平成29年11月から平成30年4月までに監査を実施し、監査結果を決定した33部局のうち、財務に関する事務の執行について、総体として適正であると認められた部局は20部局、是正又は改善を求める事項があった部局は13部局であり、総則等の項目ごとに区分した、指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の内訳は、次のとおりである。

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	合 計
総 則		1		1
予 算				
収 入		1		1
支 出	1	1 1		1 2
契 約	1	1 0		1 1
財 産	6	3		9
工事(技術)		1		1
経 営 管 理				
そ の 他		7		7
合 計	8	3 4		4 2

2 監査の結果

是正又は改善を求める事項があった13部局に係る指摘事項等は、次のとおりである。

(1) 監査実施部局名 釧路方面本部

ア 監査実施年月日 平成29年11月22日及び平成30年3月7日から9日まで

イ 監査の結果

《指摘事項》

IC運転免許証両面コピー装置の損傷が発生し、修繕費用として、2件、58万8,600円の支出があった。

(2) 監査実施部局名 後志総合振興局

ア 監査実施年月日 平成30年2月8日及び3月13日から16日まで

イ 監査の結果

《指摘事項》

公用車の損傷が発生し、修繕費用として、2件、18万6,127円の支出があった。

《指導事項》

- (ア) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、1名分、6,000円あった。
- (イ) 公衆トイレの床暖房に係る電気料金の支出において、床暖房を使用していないにもかかわらず、基本料金を支払っていたため、平成25年度から平成29年度までの期間において、不経済な支出となっているものが、1件、3万8,811円あった。
- (ウ) 北海道医療給付事業補助金については、市町村が重度心身障がい者等の医療に要する経費に対し助成した場合に補助を行うこととされ、市町村が助成を行う受給者の認定は、1月から7月分にあつては前々年の世帯の所得の額、8月から12月分までにあつては前年の世帯の所得の額により判定することとされているが、判定する所得の年分を誤った実績報告書により額の確定を行ったことから、補助金額が過大となっているものが、1件、2万2,000円あった。
- (エ) 工事請負契約において、契約保証金に代える担保として金融機関の保証書の提出を受けた工事の契約金額の増額を行う場合は、受注者から、保証金額を増額した保証書を提出させてから契約を変更しなければならないが、これが提出される前に変更契約を締結しているものがあった。
- (オ) 公用車による交通事故が発生し、賠償金等として、3件、73万3,109円の支出等があった。なお、全損により、1台の廃車があった。

(3) 監査実施部局名 上川総合振興局

ア 監査実施年月日 平成30年2月8日及び4月10日から13日まで

イ 監査の結果

《指摘事項》

パーソナルコンピュータ及び公用車の損傷が発生し、修繕費用として、4件、11万4,880円の支出があった。

《指導事項》

- (ア) 農林漁業普及指導手当については、普及指導員が、月の初日から末日までの間において、普及事務に、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上従事した場合に支給することとされているが、この要件を満たしていないにもかかわらず手当を支給したため、過払いとなっているものが、1名分、3万4,228円あった。

- (イ) 保守点検委託契約において、委託料は契約書に基づき、契約の相手方から適法な請求を受けた日から起算して30日以内に支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、1件、12万9,600円あった。
また、児童一時保護委託において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、6件、35万6,700円あった。
- (ウ) 庁舎環境衛生管理業務委託契約に係る一般競争入札において、入札説明書に定める業務仕様書では、業務履行時に発生する汚泥等の産業廃棄物を処理させることとしていることから、入札参加資格は、産業廃棄物の収集・運搬、処分の許可を受けた者であることを要件とする必要があるが、これを定めずに公告し、入札を執行していた。
- (エ) 物品購入の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、検査員が納品検査を行うこととされているが、検査当日に在勤していない職員が検査を行ったとしているものがあった。
- (オ) 公用車による交通事故が発生し、修繕費用等として、2件、39万6,837円の支出等があった。
なお、全損により、1台の廃車があった。

(4) 監査実施部局名 釧路警察署

ア 監査実施年月日 平成30年3月6日

イ 監査の結果

《指摘事項》

公用車の損傷が発生し、修繕費用として、1件、8万6,745円の支出があった。

《指導事項》

- (ア) 特殊勤務手当の支給において、給与管理システムへの入力を誤ったことから、未支給となっているものが、1名分、9,600円あった。
- (イ) 単価契約に係る見積合せの執行において、単価を訂正した見積書は無効としなければならないが、これを有効としているものがあった。

(5) 監査実施部局名 旭川方面本部

ア 監査実施年月日 平成30年4月11日から13日まで

イ 監査の結果

《指摘事項》

公用車の損傷が発生し、修繕費用として、3件、32万2,109円の支出があった。

(6) 監査実施部局名 十勝総合振興局

ア 監査実施年月日 平成30年4月16日から20日まで

イ 監査の結果

《指摘事項》

- (ア) 管理職員特別勤務手当の支給について、管理職員が週休日に業務に従事したときは、管理職員特別勤務手当を支給しなければならないが、未支給となっているものが、1名分、1万4,000円あった。
また、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、13名分、5万6,250円あった。
- (イ) 道の所有に属する物品の売払いに当たっては、売払代金の完納後に引き渡さなければならないが、代金の完納前に引渡しを行っているものが、1件、852万9,494円あった。

- (ウ) 公用車及びパーソナルコンピュータの損傷が発生し、修繕費用として、5件、56万6,143円の支出があった。

《指導事項》

- (ア) 歳入金に係る現金の収納事務については、収入取扱員が行わなければならないが、収入取扱員に発令していない者が現金を取り扱っているものがあった。
- (イ) 用務開始前の出張に併せた私事滞在について、旅行命令の時点で滞在の予定がある場合で、その滞在地から直ちに用務に赴く場合は、私事滞在地からの旅行に該当し、往路は在勤地から目的地までの旅費額を限度に、私事滞在地から目的地までの旅費を支給しなければならないが、在勤地からの旅費を支給したことから、過払いとなっているものが、2件、9,780円あった。
- (ウ) 講師謝金に係る報償費を執行するときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わず会議を開催し、事後に決定書を作成しているものが、1件、3万円あった。
- (エ) 消防用設備保守点検業務の予定価格の積算において、積算に用いた一般管理費等率などを特段の理由もなく最高値を用いて算出したことなどから、予定価格が過大となっているものが、1件、33万1,560円あった。
- (オ) 物品購入契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。
- (カ) 指定物品の処分において、物品不用決定書による不用の決定を行っていないものがあった。
また、指定物品現在高報告書の作成に当たっては、現物、備品記録票等と突合を行った上で、これを会計管理者に提出しなければならないが、当該物品が処分されているにもかかわらず、現存するものとして提出していた。
- (キ) 歳入歳出外現金等取扱員の所掌する現金等の出納事務については、毎年3月31日において、検査員を定めて、部内検査を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。
- (ク) 砂防工事において、掘削土量の増加に伴い、法枠工を減じる必要が生じ設計変更を行ったが、法枠工の下地となる施工済みの金網の設置部分を含めて減じたことから、設計金額が74万5,200円過少となっていた。
- (ケ) 公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、1件、14万9,965円の支出があった。

(7) 監査実施部局名 渡島総合振興局

ア 監査実施年月日 平成30年3月6日から9日まで

イ 監査の結果

《指導事項》

- (ア) 賃金の支給において、賃金等管理サブシステムへの出勤日数等の入力を誤ったことから、未支給となっているものが、1名分、7,692円あった。
- (イ) 工事請負契約において、契約保証金に代える担保として金融機関の保証書の提出を受けた工事の契約金額の増額や工期の延長を行う場合は、受注者から、これらの事項を変更した保証書の提出を受けるなどしなければならないが、これを受領せずに変更契約を締結しているものがあった。
- (ウ) 公用車の保守管理において、運行管理者は、法令等を遵守して定期点検整備を実施しなければならないが、これを実施していない公用車があった。
- (エ) 公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、3件、61万3,129円の支出があった。

(8) 監査実施部局名 根室警察署

ア 監査実施年月日 平成30年3月9日

イ 監査の結果

《指導事項》

公用車の損傷が発生し、修繕費用として、1件、3万4,410円の支出があった。

(9) 監査実施部局名 計量検定所

ア 監査実施年月日 平成30年3月13日

イ 監査の結果

《指導事項》

除排雪委託業務に係る一般競争入札の資格の公示において、税を滞納している者でないことを入札参加資格要件の一つとして定めているが、この要件の確認を行わず入札に参加させているものがあった。

(10) 監査実施部局名 札幌高等技術専門学院

ア 監査実施年月日 平成30年3月14日

イ 監査の結果

《指導事項》

物品購入契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。

(11) 監査実施部局名 漁業研修所

ア 監査実施年月日 平成30年4月12日

イ 監査の結果

《指導事項》

漁業研修受講料を減免するときは、受講生と生計を一にする者全てについて市町村民税が非課税とされている世帯に属することを確認する必要があるが、これを行わず、減免対象とならない者の研修受講料を減免しているものが、1件、4万4,955円あった。

(12) 監査実施部局名 日高振興局

ア 監査実施年月日 平成30年4月17日から20日まで

イ 監査の結果

《指導事項》

- (ア) 特殊勤務手当の支給において、税務手当の額は、一の月において道税事務に従事した日の合計が、8日以上で、当該月の週休日及び休日等以外の日の合計の2分の1以下の場合にあっては、手当の月額に100分の60を乗じて得た額としなければならないが、これを適用することなく、月額分を支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、6,760円あった。
- (イ) 工事請負契約において、契約保証金に代える担保として金融機関の保証書の提出を受けた工事の工期の延長を行う場合は、受注者から、保証期間を変更した保証書の提出を受けなければならないが、これを受領せずに変更契約を締結しているものがあった。
- (ウ) 公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、1件、15万7,302円の支出があった。
- (エ) 職務執行中に行政事故が発生し、賠償金として、1件、45万2,164円の支出があった。

(13) 監査実施部局名 千歳警察署

ア 監査実施年月日 平成30年4月17日

イ 監査の結果

《指導事項》

公務使用の承認を受けた私有車両を公務に使用した場合の燃料については、実費弁償することとされているが、これを行っていないものが、4件、5,083円相当あった。

第3 公営企業会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数内訳

平成30年2月に監査を実施し、監査結果を決定した1部局において、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、是正又は改善を求める事項があり、総則等の項目ごとに区分した、指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の内訳は、次のとおりである。

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	合 計
総 則				
予 算				
収 入		1		1
支 出				
契 約		2		2
財 産				
工事(技術)				
経 営 管 理		1		1
そ の 他				
合 計		4		4

2 監査の結果

是正又は改善を求める事項があった1部局に係る指導事項は、次のとおりである。

(1) 監査実施部局名 向陽ヶ丘病院

ア 監査実施年月日 平成30年2月6日から8日まで

イ 監査の結果

《指導事項》

(ア) 過年度医業未収金において、督促状の指定期限を過ぎて完納に至らない場合は、催告等を行うこととされているが、1年以上これを行っていないものがあった。

また、督促状の指定期限又は最終の一部納付日の翌日から起算して3年経過した場合は、期限付きの催告状を送付し、時効の援用の申出があった場合などに、不納欠損処理を行うこととされているが、これを行っていないものがあった。

(イ) 委託契約において、1件の予定価格が100万円を超える随意契約を行う場合は、入札参加者指名選考委員会の審議に付さなければならないが、これを行っていないものがあった。

(ウ) 物品の賃貸借契約において、借入物品が納入されたときは、当該物品の種類及び数量について、検査を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。

(エ) 貯蔵品については、毎事業年度末に実地棚卸を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。

また、貯蔵品については、購入後直ちに使用する予定で、管理者が指定する棚卸資産を購入した場合は、費用として経理することができることとなっているが、これに該当しないものを購入時に費用としているものがあった。

別記 監査実施部局及び監査実施年月日

一般会計及び特別会計

平成29年11月実施分

監査実施部局	監査実施年月日
釧路方面本部	平成29年11月22日、平成30年3月7日～9日

平成30年2月実施分

監査実施部局	監査実施年月日
後志総合振興局	平成30年2月8日、3月13日～16日

監査実施部局	監査実施年月日
上川総合振興局	平成30年2月8日、4月10日～13日

平成30年3月実施分

監査実施部局	監査実施年月日
渡島総合振興局	平成30年3月6日～9日
函館美術館	平成30年3月6日
釧路警察署	平成30年3月6日
大沼学園	* 平成30年3月9日
厚岸警察署	* 平成30年3月9日
弟子屈警察署	* 平成30年3月9日
根室警察署	* 平成30年3月9日
中標津警察署	* 平成30年3月9日

監査実施部局	監査実施年月日
池田警察署	* 平成30年3月9日
新得警察署	* 平成30年3月9日
広尾警察署	* 平成30年3月9日
札幌道税事務所	平成30年3月13日～14日
計量検定所	平成30年3月13日
札幌高等技術専門学院	平成30年3月14日
図書館	平成30年3月15日

平成30年4月実施分

監査実施部局	監査実施年月日
旭川東警察署	平成30年4月10日
旭川方面本部	平成30年4月11日～13日
漁業研修所	平成30年4月12日
旭川高等看護学院	* 平成30年4月13日
函館高等技術専門学院	平成30年4月13日
士別警察署	* 平成30年4月13日
美深警察署	* 平成30年4月13日
枝幸警察署	* 平成30年4月13日

監査実施部局	監査実施年月日
稚内警察署	* 平成30年4月13日
富良野警察署	* 平成30年4月13日
天塩警察署	* 平成30年4月13日
十勝総合振興局	平成30年4月16日～20日
日高振興局	平成30年4月17日～20日
千歳警察署	平成30年4月17日
帯広高等技術専門学院	平成30年4月19日

公営企業会計

平成30年2月実施分

監査実施部局	監査実施年月日
向陽ヶ丘病院	平成30年2月6日～8日

*印は、書面監査を実施した部局